

清瀬市公共施設再編計画改訂支援業務 仕様書(案)

1 業務の目的

清瀬市では厳しい財政状況が続く中、人口減少や少子高齢化の課題に加えて、人口が急増した昭和40年代から50年代にかけて整備された公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、令和10年代から20年代にかけて更新時期を迎えることから、公共施設再編の考え方や方向性を定め、公共施設再編に取り組む必要がある。

個々の施設の集約化、複合化、廃止など、今後の具体的な方向性を定めるために、令和元年5月策定された「清瀬市公共施設再編計画」(以下、「再編計画」という。)は、策定から7年を迎え、この間の社会情勢の変化への対応や令和8年度から始動した「第5次清瀬市長期総合計画」との整合を図るため見直す必要がある。また、清瀬小学校地域の再編を中心に令和3年9月策定された「清瀬市公共施設再編計画(地域レベル編)」においても、情報を見直す必要がある。

基礎情報を整理するとともに、市民との合意形成も図りながら再編計画を改訂することで、本市の公共施設マネジメントの実効性を向上させ、持続可能なまちづくりを進める。

2 計画・準備

業務実施にあたり、業務実施体制、業務工程、業務内容等を記載した業務実施計画書を作成し、本市の承認を得る。

3 基礎情報の整理

(1) 人口推計

個々の施設の集約化、複合化、廃止などを検討する上で必要な単位(地区別、小中学校区単位)での将来人口動向を把握するため、宅地開発などを加味した形での人口推計を行う。

(2) 資料収集・整理

改訂の検討時点において把握可能な公共施設等の状態(竣工年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果、維持管理・更新コスト等)を収集・整理する。

なお、原則として、対象施設に係る基本情報等の資料は、本市より貸与するが、不足している情報等については、本市と協議の上、施設所管課への調査、ヒアリング等により情報収集を行い、整理すること。その他、必要となる情報があれば本市と手法等について協議の上、調査・収集すること。

(3) 各種データの更新・追加

ア 施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移、利用状況、維持管理コスト、過去に行った対策の実績など、公共施設等の状況について更新・追加する。

※「清瀬市公共施設等総合管理計画(公共施設白書編)」の改訂は行わないが、再編計画の改訂に必要なデータとして扱うため、同計画「3 施設類型ごとにみる現状と課題」及び付録の「対象施設一覧」を更新・追加する。

イ 歳入、歳出、建設事業費などの財政状況についての推移及び今後の見通しを更新・追加

する。

ウ 今後の更新等経費の試算を行い、不足する財源を把握するとともに、公共施設の課題を更新する(経費推計方法については、これまでの工事实績費用や最新の参考文献、積算基準類を適用し、より現実に即した経費の推計方法を導出する。)

エ 前項で実施した更新等経費の試算により、①施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、②長寿命化対策を実施した場合の見込み、③対策の効果額及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等について、再編の取り組みの内容を踏まえて推計する。

※「清瀬市公共施設等総合管理計画」の改訂は行わないが、再編計画の改訂に必要なデータとして扱うこととする。

オ 前項の更新等経費の試算の結果を踏まえて、本市の予算規模や歳出、歳入の状況、一般財源への負担等を鑑み、実効性の高い計画目標を設定するとともに、目標を達成するための取組方針について検討する。

カ 収集した資料や情報を基に、再編計画に掲載する各種図表を更新・追加する。

4 庁内検討会議の開催支援

公共施設再編の方向性について庁内の合意形成を図るため、庁内検討会議(全4回程度を想定)を開催する。受託者は、会議資料の作成、会議の参加、議事要旨の作成等を支援する。

5 市民ワークショップの開催支援

公共施設再編の方向性の検討に向け、市民意見を効果的に聴取するための市民ワークショップ(2回程度)を開催する。受託者は、ワークショップの企画、資料作成、ファシリテーション、記録作成等を支援する。なお、ワークショップで使用する物品等は受託者が用意する。

6 市民意向調査の実施と分析

市民意向調査を実施し、集計、分析を行う。対象市民の抽出は本市が行い、受託者へ抽出データを提供し、調査票の設計、印刷、返信用封筒の印刷、これらの封入、送付、返信に係る経費等は委託料に含む(2,000通を想定)。なお、郵送方法、調査方法等は、回収率の向上のための有効な手法を検討すること。

7 地域レベルの公共施設再編

小中学校区ごとの人口推計を基に、地域レベルでの公共施設再編の方向性を再検討する。

8 再編の考え方及び方向性の検討

前項までの分析等を踏まえ、現行の公共施設再編計画の再編の考え方及び方向性を整理し、新たな再編の考え方及び方向性を検討する。

また、設定した今後の再編の考え方及び方向性に沿って、延床面積の削減効果及び削減率を算出する。

9 公共施設再編計画の改訂

前項までの検討内容、関係会議や庁内及び市民向け説明会の意見、パブリックコメント結果を踏まえるとともに、再編計画を運用する上での課題を解消し、「(仮称)清瀬市公共施設再編計画(改訂版)」を作成する。

なお、改定にあたっては、総務省の指針なども踏まえ、対象施設に係る基本情報や既存計画等を把握・分析するとともに、必要な調査、調整、企画、提案等を実施すること。

また、本市の長期総合計画及び関連計画との整合を図ること。

10 市民向け説明会の開催支援

(仮称)清瀬市公共施設再編計画(改訂版)の素案を基に、市民向けの説明会(4回程度)を開催する。受託者は、開催形式の提案、企画、資料作成、議事録作成等を支援する。なお、説明会の会場は本市が用意する。

11 打ち合わせ・協議(初回、中間3回、最終)

本市と受託者の協議を必要に応じて適宜実施する。協議後は受託者が議事録を作成し、本市の確認を受ける。なお、オンラインによる協議も可とする。

12 成果品

- (1) 清瀬市公共施設再配置計画(本編) 電子データ 一式
- (2) 調査、分析及び検討結果の報告書 電子データ 一式
- (3) 議事録及び収集・作成した資料等 電子データ 一式

13 契約期間

令和8年8月1日～令和9年7月31日(予定)

14 支払い方法

完了一括払い

15 その他

この仕様に定めのない事項は、本市及び受託者とで協議して決めるものとする。